

広島県告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和三年一月二十八日までの間、縦覧に供する。

令和三年一月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

矢野海田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸郡海田町南明神町一八三九番三地先から安芸郡海田町南明神町一八三九番一〇地先まで					
	六三・七〇 六四・三〇	六三・七〇 六三・七〇		一四・〇〇	拡幅